

第 2 0 回南幌町農業委員会総会議事録

令和 4 年 1 月 2 5 日（火）午前 1 0 時 3 0 分より、役場各種委員会室において第 2 0 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
6	番	青	木	義	春
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者	1	番	白	倉	和	英
-----	---	---	---	---	---	---

本日の議案は次のとおり

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 報告第1号 | 農業経営改善計画の認定について |
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 議案第2号 | 農用地等のあっせんの申出について |
| 議案第3号 | 買入協議の要請について |
| 議案第4号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第5号 | 現況証明願いについて |
| 議案第6号 | 南幌町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しに伴う意見書について |
| 議案第7号 | 南幌町農業委員会農地利用の最適化の推進に関する指針について |

事務局出席者	事務局長	砂田隆樹
	事務局主査	柳沢妙子

議長 これより、第20回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は11名でございます。
白倉委員におかれましては欠席届が出されております。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。8番 野呂田 委員、
9番 上野 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。お諮りいたします。

第20回南幌町農業委員会総会は、1月25日 本日1日限り
といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第20回南幌町農業委員会総会
は、1月25日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和3年12月24日、第19回農業委員会総会を開催した。
令和4年1月7日、令和3年度南空知農業委員会連絡協議会緊急協議が岩見沢市で開催され、会長出席した。
11日、新年交礼会に会長及び会長職務代理者出席した。
以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第１号 農業経営改善計画の認定について。
南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第１２条第１項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。令和４年１月２５日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第１号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、３件でございます。
認定年月日は令和４年１月１２日、有効期限が令和９年１月１１日までとなっております。
認定番号４の１の１、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇、再認定です。認定番号４の１の２、住所は南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇、再認定です。認定番号４の１の３、住所は南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇、経営移譲による新規認定です。
認定農業者の経営体の総数につきましては、１５１経営体で、うち法人が１５法人となります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

（なしの声）

議長 質疑がございませんので、報告第１号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議長 **日程第５** 議案第１号 農地法第１８条第６項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第１号 農地法第１８条第６項の規定による通知について。農地法第１８条第６項及び同法施行規則第６８条の規定により、賃貸借の合意解約した旨の通知があったので可否について意見を求める。令和４年１月２５日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第１号について説明いたします。農地法第１８条第６項の規定による通知につきましては、４件でございます。

1 件目の賃貸人は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。
賃借人が、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で
12, 668㎡他計7筆ございまして、48, 903㎡となり、
賃貸借の合意解約日は、令和3年12月10日でございます。

2 件目の賃貸人は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。
賃借人が、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で
23, 293㎡他計5筆ございまして、45, 351㎡となり、
賃貸借の合意解約日は、令和3年12月10日でございます。

3 件目の賃貸人は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。
賃借人が、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で
21, 415㎡他計2筆ございまして、27, 427㎡となり、
賃貸借の合意解約日は、令和3年12月10日でございます。

4 件目の賃貸人は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。
賃借人が、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で
21, 012㎡となり、賃貸借の合意解約日は、
令和4年1月17日でございます。以上でございます

議 長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定
による通知については、提案のとおり承認することにご異議あり
ませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ
とに決しました。

議 長 日程第 6 議案第 2 号 農用地等のあっせん申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 2 号 農用地等のあっせん申出について。
南幌町農地移動適正化あっせん基準第 6 条第 2 項第 1 号の規定により農用地等のあっせん申出があったので、同条第 3 項第 2 号により相手方を選定し、同条第 4 項の規定によりあっせん委員の指名を願う。令和 4 年 1 月 2 5 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第 2 号について説明いたします。農用地等のあっせん申出につきましては、1 件でございます。
あっせん申出者は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。
土地の所在が空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で 2 1, 0 1 2 m²
他計 3 筆ございまして、3 5, 6 5 6 m²となります。 以上でございます。

7 番 議長 7 番

議 長 7 番 高島委員

7 番 只今申出のありましたあっせんの相手方ですが、申出地の利用条件等を考え、〇〇〇〇氏が適格であると提案いたします。
以上です。

議 長 只今、高島委員より相手方の選定について提案がありました。
これより相手方の選定について質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、あっせん委員の指名について、事務局の説明を求めます。

事務局 あっせん委員の指名につきましては、あっせん申出者及び相手方の地区などを考え、２番 立川委員、６番 青木委員 １２番 鍋山委員が適当であると提案いたします。以上でございます。

議長 あっせん委員については、事務局より提案がありましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。議案第２号農用地等のあっせん申出については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 **日程第７** 議案第３号 買入協議の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第３号 買入協議の要請について。

農業経営基盤強化促進法第１５条第１項の規定に基づき、買入申出があったので、同法第１６条第１項の規定に基づき、買入協議の要請をしたいので審議願い、意見を求める。

令和４年１月２５日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第３号について説明いたします。買入協議の要請につきましては、１件でございます。

買入申出者は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で

３５，１２９㎡、他計１１筆ございまして１６３，２５０㎡となります。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第3号 買入協議の要請については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第8** 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和4年1月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、利用権の設定が6件でございます。

整理番号3の1の1の借り手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地。〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番、田で23, 293㎡他計5筆ございまして45, 351㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年9月25日までの〇年間となります。

整理番号3の1の2の借り手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇〇番地。〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で21, 415㎡他計2筆ございまして27, 427㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年9月25日までの〇年間となります。

整理番号3の1の3の借り手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇〇線西〇番地。〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇番の〇、田で12,668㎡他計7筆ございまして48,903㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年10月27日までの〇年間となります。

整理番号3の1の4の借り手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で5,265㎡他計3筆ございまして69,391㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年11月25日までの〇年間となります。

整理番号3の1の5の借り手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で7,977㎡他計6筆ございまして84,604㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年11月25日までの〇年間となります。

整理番号3の1の6の借り手は、南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇番の〇〇、田で1,404㎡他計4筆ございまして15,995㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年11月25日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第4号農用地利用集積計画の決定については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認する

ことに決しました。

議 長 日程第 9 議案第 5 号 現況証明願いについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 5 号 現況証明願いについて。

農地法事務処理要領（既懇地の部）の規定及び南幌町農業委員会現況証明取扱内規により、下記のとおり願い出があったので、審議願い意見を求める。令和 4 年 1 月 2 5 日提出。
南幌町農業委員会会長名。

事 務 局 議案第 5 号について説明いたします。現況証明願いにつきましたは 1 件でございます。

願出者は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。
土地の所在が空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、1, 3 4 3 m²。
公簿地目は田。現況は農地採草放牧地以外、利用状況は宅地で土地の所有者は、〇〇〇〇〇〇〇でございます。証明を必要とする理由は、地目変更登記申請のためでございます。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあたられた委員の代表より、現地の状況について説明願います。

8 番 議長 8 番

議 長 8 番 野呂田委員

8 番 願い出のあった件ですが、私と高島委員、上野委員の 3 名で事務局の説明と航空写真により現地の確認をいたしました。

現状では、〇〇の〇〇〇として利用しており、今後、田や畑として利用するには困難な状況ですので、申請のとおりであることを確認いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第5号 現況証明願いについては願い出のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は願い出のとおり証明することに決しました。

議 長 日程第10 議案第6号 南幌町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しに伴う意見書についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第6号 南幌町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しに伴う意見書について。
農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、見直しに伴う意見書の提出を求められたので審議願い、意見を求める。
令和4年1月25日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局長 南幌町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて説明致します。
別にお配りしています資料をご覧ください。

この基本構想は、地域において育成すべき効率的で安定的な農業経営の指標や、農業経営者に対する農用地の利用目標、または経営改善を図ろうとする農業経営者への支援について総合的に定めているもので、おおむね5年ごとに見直し、変更をおこなっています。

今回、北海道の基本方針が変更され、市町村の見直しが求めら

ているほか、平成２８年度に変更を行い５年が経過したことにより変更を行うものです。

変更内容は町、農協、普及センター、農業委員会の各担当者により検討協議したもので、北海道の基本方針と本町の状況を踏まえた内容となっています。

① 今後、１０年間を見通した農業の目標の変更点は、目標年間農業所得、目標年間労働時間、新規就農者の５年後における所得水準、農業法人数の目標、新規就農の育成・確保目標、女性農業者が活躍できる環境づくり、農用地の利用集積に関する目標、労働力不足への対応　８項目となっています。

② 農業経営基盤強化の促進に関する取組については、

ア 関係機関が連携し、農業経営基盤の強化を促進するための国や道の補助制度を積極的に活用するほか、経営基盤の強化を促進するための各種施策を展開していく。

イ 農業従事者の減少抑制を図るべく、新規就農者支援住宅への受入、新規就農者への助成制度を積極的に活用するとしています。

今後は、農業委員会及び農業協同組合の意見を付して、北海道知事に協議文書を提出したのち、北海道において当該基本構想が適当と認められた場合、同意の通知がなされ基本構想を決定し、公告することになっています。　以上です。

議長　説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

（なしの声）

議長　質疑がございませんのでこれより採決を行ないます。
お諮りいたします。議案第６号　南幌町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しに伴う意見書の提出については、適当である旨の意見書を提出することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は適当である旨の意見書を提出することに決しました。

議 長 日程第 11 議案第 7 号 南幌町農業委員会農地利用の最適化の推進に関する指針についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 7 号 南幌町農業委員会農地利用の最適化の推進に関する指針について。

農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づき、農地利用最適化交付金事業を実施するため、南幌町農業委員会農地利用の最適化の推進に関する指針を策定したので、議決を求める。

令和 4 年 1 月 2 5 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第 7 号 南幌町農業委員会農地利用の最適化の推進に関する指針について、説明いたします。

農業委員会の積極的な活動を推進するため、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づき農業委員の報酬の財源として交付金が交付されるものであります。

平成 3 1 年度より農地利用最適化交付金事業の実施をするため、農地利用の最適化の推進に関する目標及び農地利用の最適化の推進に関する目標推進方法について、指針を定めましたが、第 7 条の指針の目標年度が今年度となっているため、実施年度を更新し、農地利用の最適化の推進に関する指針を定めます。

指針の内容につきましては、1 農地利用の最適化の推進に関する目標については、令和 2 年度の現状で、農業委員会事務の実施状況等の公表について「目標及びその達成に向けた活動の点検・結果」を基に策定しております。令和 7 年度の目標については、農地中間管理事業設定面積 1 ha 及び新規参入者個人 1 人・法人 1 法人、取得面積をそれぞれ 2 ha とし、農地集積率 9 5 . 7 2 % を目標として策定しています。

2 農地利用の最適化に関する推進方法については、農業委員会事務の実施状況等の公表について「目標及びその達成に向けた活動計画」を基に策定しています。 以上でございます。

議 長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第7号南幌町農業委員会農地利用の最適化の推進に関する指針については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。第20回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第20回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午前11時00分終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

8 番

9 番